

さいたま市公民館運営審議会の概要

さいたま市教育委員会生涯学習総合センター

1 設置目的（趣旨）

公民館運営審議会は、生涯学習総合センター館長の諮問に応じ、生涯学習総合センター及び地区公民館における各種の事業の企画実施について調査審議します。

2 設置根拠法令等

(1) 社会教育法第29条

社会教育法(抜粋)

(公民館運営審議会)

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

(2) さいたま市公民館条例第22条

さいたま市公民館条例(抜粋)

(公民館運営審議会)

第22条 法第29条第1項の規定に基づき、さいたま市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

3 設置年月日 平成13年11月1日

4 委員名簿

委員長	若原	幸範
副委員長	磯田	三津子
委員	石井	博
委員	太田	祐子
委員	桑原	静
委員	小林	玲子
委員	島田	正次
委員	白石	徳一郎
委員	富田	敏弘
委員	西形	恵美子
委員	深田	弘行
委員	森田	真紀子

5 会議開催予定 年4回程度

6 事務局 さいたま市教育委員会 生涯学習総合センター 事業・企画係 [電話] 048-643-5651 [FAX] 048-648-1860